

平成 28 年度 施政方針と予算編成の概要説明

平成 28 年度の予算編成の概要と政策運営の基本的な考え方について、所信を申し述べます。

国は、我が国の経済について、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。」としております。

また、政府は、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方共に前進させるため、未来投資による生産性革命とローカル・アベノミクスを推進するとともに、「『日本再興戦略』改訂2015」を着実に実施し、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」に沿って、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として着実に推進するとしており、経済の下振れリスクに対応するため、「1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」や「総合的なTPP関連政策大綱」等を踏まえた一般会計総額3兆3,213億円の平成27年度補正予算が1月20日に成立しております。

このような状況下にあつて、本市の財政状況は、これまでの積極的な市債の繰上償還等の財政健全化計画の実施により改善してきているところですが、平成28年度から始まる普通交付税の逓減では、国の交付税の算定見直しにより、逓減想定額が約17億円から約8億円縮減し、約9億円となったものの、昨年実施された国勢調査に伴う人口減少を考慮すると、さらに厳しい財政状況となることが予想され、交付税逓減に対応した取組みによる財政構造等の転換を図るためにも、「行政改革推進計画」及び「財政健全化計画」の着実な実行が必要であると考えております。

一方で、新たな財源確保の方策として積極的に取り組んできたふるさと納税においては、平成26年度寄附額日本一となり、平成27年度においても引き続き全国の皆様より暖かいご寄附を頂くことができ、現在、26億円を超える見込みであります。

平成28年度当初予算編成にあたりましては、「平戸市総合計画」の基本理念に基づき、共通目標及び基本目標を予算編成の柱とするとともに、「行政改革推進計画」及び「第2次財政健全化計画」を踏まえながら、より効果的な事業の取捨選択を行うとともに、財政状況も勘案した予算の重点化を図りました。

特に、昨年4月に施行した「平戸市ずっと住みたいまち創出条例」により、本市に住む市民が地域に誇りと愛着を持ち、住みなれた地域で「ずっと住みたい」と思えるまちの創出を図るとともに、市外の人が「住んでみたい」と思える魅力的なまちを実現するために、現在策定中である「平戸市人口ビジョン」と「平戸市総合戦略」に計上された施策の目標達成のためにも、積極的、重点的に予算配分を行ったところであります。

また、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の推進につきましては、ユネスコの間発表に伴い、構成資産の見直しを迫られていることもあり、今後も各関係機関と調整

を図りながら、官民が一体となって登録推進に努めてまいります。

この結果、平成28年度一般会計当初予算は272億5千万円、対前年度比9.4%の増、特別会計予算は111億3,615万2千円、対前年度比2.3%の増、公営企業会計予算は58億2,747万5千円、対前年度比19.1%の増、総会計予算は442億1,362万7千円、対前年度比8.7%の増となっております。

以下、「平戸市総合計画」に掲げた目標と施策に沿って、重点施策を中心に市政運営につきましての所信を申し上げます。

1 参画と連携による自立した地域の確立

(1) 市民参画によるまちづくりの推進

少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化など、社会情勢の急激な変化の中で、子育てや高齢者支援、健康や福祉、環境美化、防災防犯など多様な地域課題にいかに対応していくかが益々重要となっております。このような中、すべての課題を行政サービスで充足することや、安心・安全な住みよい地域社会を行政施策だけで実現することは難しくなっている状況です。

このような現状を踏まえ、自主的なコミュニティ活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、その地区における課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保を図ることを目的に、継続して住民による新しいコミュニティづくりを推進してまいります。

2 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保

(1) 美しい自然環境の保全・継承

地球温暖化をはじめとする自然環境問題は、私たちが世界規模で優先的に取り組まなければならない最重要課題であります。昨年12月パリで開催されましたCOP21で、2020年以降の新たな温暖化対策「パリ協定」が採択され、日本の削減目標は2030年度までに2013年度比26%削減が掲げられたところです。

このような中、国内の企業や一般家庭においてもその効果的な対策が急務となっており、「平戸市CO₂排出ゼロ都市」宣言に基づく、官民一体となった温暖化防止を図ってまいります。

その対策としまして、引き続き家庭用太陽光発電システム設置促進や再生可能エネルギー事業者への側面的な支援に努めてまいります。また、市民の取り組みとして、生活スタイルや個々のライフスタイルに応じた効果的で参加し易い取り組みを推進するため、節電に繋がる「エコライフ事業」に取り組み、省エネ・節電に対する意識の醸成とCO₂の削減に努めてまいります。

環境保全対策の推進につきましては、快適で住み良い環境づくりとして、公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上に資するため、継続して浄化槽の設置を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

平戸斎場の整備につきましては、築後29年が経過し、機械設備の老朽化に伴う更新

時期を迎えていること、及び市内の施設利用件数の増加に対応していく必要があることから、火葬炉1基、収骨室1室及び待合室2室を増設、併せて排ガス対策や駐車場等の整備を図り、火葬処理の効率化と施設利用者の利便性の向上に努めてまいります。

(2) 快適な生活環境の充実

美しいまちづくり推進につきましては、市街地中心部の活性化や観光都市として賑わいを創出するため、平戸城下旧町地区における町屋の保存・改修、道路美装化等を継続して実施し、個性的で魅力ある街なみの整備に取り組んで行くと共に、都市公園からの眺望の改善を図り、観光スポットとしての機能を高めてまいります。

公営住宅の整備につきましては「平戸市公営住宅等長寿命化計画中間見直し」に基づき、老朽化した既存住宅の整備を行うなど、市営住宅の適正管理及び安心して居住できる良質な住宅の供給に努めてまいります。

水道事業に関しましては、「度島地区簡易水道基幹改良事業」、「平戸上水道統合整備事業」、「田平地区統合簡易水道事業」及び「田平南部地区簡易水道基幹改良事業」を実施し、安全・安心・安定的な水道水の供給に努めてまいります。

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

総合的な防災対策の推進につきましては、近年、全国で数十年に一度という非常に稀な頻度の気象現象が発生し、極めて大規模な災害に発展しております。こういった災害対策には、普段からの備えが大切であり、関係機関との連携を密にしながら、あらゆる災害に対処できる体制の整備に努めてまいります。また、原子力災害対策につきましては、単独による施設や機材等の整備には限界があるため、県や関係自治体と協議及び連携を深め、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

自主防災組織につきましては、いざという時だけでなく、日ごろの見守りなど、常に安否確認チームとして人と人との結び合いを深め、災害発生時には、地域の人々が互いに協力しあい、助け合い、行動できる「地域防災の輪」となるよう組織の育成を図ってまいります。

消防・救急救命体制の充実強化につきましては、年次計画に基づき耐震性貯水槽、消火栓及び消防格納庫等の消防施設並びに消火栓ボックス、小型動力ポンプ付積載車等の消防設備の整備を行い、消防力の充実強化を図ってまいります。

また、平成25年12月における「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行及び「消防団の装備の基準」の一部改正を受け、消防団全員に救助用安全靴などの新たな装備品を配布することにより、装備品の充実を図り、更なる消防団員の安全確保に努めてまいります。

救急業務につきましては、年間1,600件以上の救急出場があり、年々、より高度で複雑な救急技術が求められる昨今、これらの市民ニーズに応えるため、計画的な医療機関への派遣研修等を実施することにより、救急救命士・救急隊員の知識及び技術力の向上を図ります。

併せて、市民への応急手当の普及啓発を促進し、救命効果の向上に努めるとともに、医療機関との連携を密にし、現場や搬送途上における救命率の向上と、多様化する救急業務に的確に対応するよう努めてまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者が関わる事故が全国的に多いことから、高齢者を対象とした「参加・実践型の高齢者交通安全学習」など的高齢者安全対策を講じ、交通事故の未然防止に努めてまいります。

市道の環境整備につきましては、近年、市道沿いの樹木が覆い被さり、通行車両や歩行者を巻き込む事故に繋がる恐れがあります。こうした状況を踏まえ、地域住民と協働を図り、官民一体となった住環境の整備に努めてまいります。

防犯対策につきましては、「安全・安心まちづくり条例」に基づき、市民及び観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会の実現のために、引き続き防犯灯設置の推進やかぎかけモデル地区の指定を行うなど、市民への防犯意識の高揚を図るとともに平戸警察署など関係機関との連携のもと、防犯活動に努めてまいります。

市民総合相談につきましては、平成 26 年から「平戸市消費生活センター」を設置し、対応を図っているところですが、消費生活相談体制のさらなる充実・強化を実現するため、消費者安全法が改正されました。これらを踏まえ、市民相談・消費者相談の総合的な窓口体制を強化し、昨今の複雑かつ巧妙化する悪質商法などによる被害から市民を守り、皆さんが安心して生活が送れるよう努めてまいります。

(4) まちを支えるネットワークの充実

市道の整備につきましては、集落間を結ぶ交通ネットワークの充実を図るため、安全性・快適性に配慮し、交付金事業 5 路線、過疎対策事業 11 路線、辺地対策事業 4 路線の改良工事を実施いたします。また、生活道路の状況把握に努め、安全施設の設置やバリアフリーなど、単独改良事業により計画的に整備いたします。

また、近年、全国各地において道路施設の老朽化による事故が多発したことから、命と暮らしを守るインフラ再構築のため、道路ストック総点検による道路施設の老朽化対策を推進してまいります。

離島地区住民の生活航路の維持確保につきましては、度島地区と高島地区の 2 航路に対し運航経費の一部を負担し、利便性と福祉の向上、産業振興に努めてまいります。

また、度島航路と大島航路におきましては、国や県の補助金を受け、加えて平戸市再生可能エネルギー活用離島活性化基金を活用し、度島地区と大島地区の住民を対象として、フェリーの旅客運賃の割引制度を継続し、経済的な負担軽減を図ってまいります。

路線バスの維持につきましては、市内生活路線及び広域生活路線に対する運行経費の補助や業務委託により、交通空白地帯の解消に努め、特に高齢者や学生等の交通弱者の

移動手段の確保に努めてまいります。

情報化社会の推進につきましては、本市における光インターネット回線を平成 27 年度から民設民営方式により光ブロードバンドの基盤整備を推進しているところですが、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、川内交換局管内から順を追って市全域に整備を進めてまいります。

3 健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成

(1) 笑顔いっぱいのもちづくり

健康づくりの推進につきましては、市民一人ひとりが心身ともに健康で、安心して暮らせるよう「第 2 次平戸市健康づくり計画 いきいき平戸 21」に基づき、健康寿命の延伸を目標として、中でも各種がん検診を積極的に推進し、健康管理についての啓発を行い、疾病等の発症予防と重症化予防に努めてまいります。

がん検診においては、主たる胃がん、肺がん、大腸がん検診で、罹患のリスクが高まるといわれている 65 歳以上の検診料を無料化し、高齢者負担の軽減を図るとともに、受診率の向上に努めてまいります。

また、人口減少抑制対策としまして、子育て支援に関する事業の充実に重点を置き、乳幼児健診・母乳育児対策・乳幼児発達支援事業の実施や、中学生までのインフルエンザ予防接種、むし歯予防対策フッ化物塗布・洗口事業の充実などの施策を継続して取り組んでまいります。

さらに、食育の推進につきましては、「第 2 次平戸市食育推進計画」に基づき、食育に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、更なる充実に努めてまいります。

医療提供体制の充実ににつきましては、休日等における救急医療対策として、在宅当番医制による初期救急医療体制を継続していくとともに、佐世保県北医療圏における、休日・夜間等の重症救急患者の医療確保を目的とした、3 市 1 町で構成する病院群輪番制病院運営事業による二次救急医療体制を継続してまいります。

また、「平戸市地域医療連携会議」による平戸市医師会を軸とした民間病院との連携強化を図り、よりよい地域医療体制の確立に努めてまいります。

離島医療につきましては、度島及び大島地区において引き続き、島民みずから診療所を守り育てようと発足した「診療所を支える会」等と連携しながら、県の「しませつと団医師斡旋事業」による医師派遣など、医師が継続的に勤務しやすい環境づくりの構築を図り、離島医療サービスの確保に努めてまいります。

市立病院の経営状況につきましては、平成 26 年度決算において、公営企業会計制度の見直しに伴い退職給付引当金を一括計上したこと等から 8 億 1,471 万 7 千円の純損失を計上することとなりましたが、経常収支については平成 26 年度まで利益を計上することができ、資金収支においては、一定の確保ができています。

しかしながら、生月病院においては慢性的な医師不足や入院患者の減少等により平成

27年度は経常利益を確保することが困難な状況にあり、経営の改善が喫緊の課題となっております。

特に、昨年10月末には外科医が退職され、その後任の確保が急がれる中、幸いにも11月から「国境なき医師団」でも活躍された女性医師を雇用でき胸をなで下ろしましたが、依然、根本的な医師不足の解消までには至っておりません。今後の経営改善に向けて医師をはじめとする医療技術者の確保に努め、収入の確保を図るとともに経費の節減対策を継続的に実施し、健全な経営の下、地域に信頼される医療体制を構築していく所存でございます。

一方、市民病院においては、平成27年度、救急医及び整形外科医の着任により手術件数が飛躍的に伸び、それに伴って病床利用率も高まるなど病院経営においても、また、手術を受けられる患者の皆様方の負担軽減においても好循環を来しているところであり、改めて医師確保の重要性を認識したところであります。

引き続き、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、相互診療応援体制の整備等による連携強化、さらには「ながさき県北地域医療教育コンソーシアム」との連携による初期研修医に対する地域医療を学ぶ場の提供と将来の地域医療を担う「総合医」の育成に努めてまいりたいと考えております。

全国的に公立病院では医師不足等の厳しい環境が続いており、持続可能な経営を確保しきれていない病院も多くあると言われております。今後、少子高齢化が急速に進展する中で医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくために、公立病院では平成28年度までに県の地域医療構想に沿った新公立病院改革プランを策定することとされております。平戸市立病院においても地域における公立病院としての役割を踏まえつつ、平成32年度までの新たな経営効率化を目指したプランを策定いたします。

国民健康保険事業につきましては、「第2期平戸市特定健康診査等実施計画」及び平成27年度に策定しました「保健事業実施計画(平戸市データヘルス計画)」に基づき、健康・医療情報を活用した、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施に努めてまいります。医療費適正化の推進につきましては、訪問による重複多受診者への適切な受診指導及び医療費通知やジェネリック医薬品の使用促進に取り組み、医療費の抑制に努めてまいります。特定健診・特定保健指導事業につきましては、国が示す特定健診及び特定保健指導実施率60%達成に努めるとともに、更なる受診率向上を推進してまいります。また、新たに「糖尿病性腎症重症化予防事業」に取り組み、1人年間約600万円と言われる人工透析の導入予防を図り、医療費の抑制につながるよう努めてまいります。

さらに、国民健康保険税の収納率の向上を図りながら、国民健康保険の適正な運営と健全な財政運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、引き続き、長崎県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、適正な医療給付に努めてまいります。

介護保険制度につきましては、平成27年度にスタートしました第6期介護保険事業計画が2か年目を迎え、全国的に介護報酬の見直しによる介護事業者への影響や介護職不足等が新たな問題として表面化する中、既存事業の検証と計画の最終目標達成に向けた着実な事業の進捗を図るための中間年度と位置づけて、各種事業を推進してまいります。

また、国による「1億総活躍社会の実現」に向けた大胆な施策方針が打ち出され、その大きな柱として「介護離職ゼロ」に向けた介護分野の施策充実が掲げられました。本市におきましても、「介護職人材確保支援事業」を独自に創設し、慢性化する介護職不足の解消に向けた事業展開を図ってまいります。

(2) とともに支えあう福祉の充実

児童福祉につきましては、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。これに基づき策定した「子ども・子育て支援事業計画」により、教育・保育の質・量や、子育て支援にかかる環境を充実させ、計画の基本理念である「健やかで笑顔とやさしさがあふれる地域社会の形成」に向けて着実に推進してまいります。

特に平成28年度は、平成29年度から山田保育所を新たに「幼保連携型認定子ども園」とするため、山田保育所の施設改修を行うこととしております。

高齢者福祉につきましては、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて事業展開を図っていくこととしております。そこで、平成28年度は、日常生活圏域に「生活支援コーディネーター」及び「協議体」を順次設置し、地域における高齢者の課題解決を図るとともに、介護予防リーダーやサポーターを育成し、「地域住民による通いの場」や身近な生活支援を実施することで、介護予防の促進を図ることとしております。

さらに、本年10月には、全国健康福祉祭「ねんりんピック」長崎大会が開催され、本市においてはゲートボール競技が開催されます。全国から選ばれた1,000名を超える選手の皆さまや関係者を市民総力によるおもてなしで迎え入れ、参加した多くの方々に平戸市の魅力を存分にPRし、夢と感動を与える大会にしたいと考えております。

障害者福祉の充実につきましては、27年度に策定した「平戸市障害者計画」に基づき生活支援事業等を実施し、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、障害者福祉施策を継続して推進してまいります。

特に、今年度から新規事業として、障害児の特別支援学校への通学について、保護者の負担軽減及び環境整備のためサービス事業者による通学支援を行うこととしております。

また、「1億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所

得全体の底上げを図る観点に立ち、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金をはじめとした「臨時福祉給付金」の給付を行うこととしています。

4 明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興

平戸市として、平成27年からの5年間を対象期間とし、第2期平戸市教育振興基本計画を策定しました。これは第1期の教育振興基本計画を検証し、それにより明らかとなった各事業の課題を洗い出し、計画の体系を見直すとともに目標とする明確な指数を個別に設けたものです。学校教育、社会教育、文化振興の各面から、平戸市の明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興を実現するため、次のように取り組んでまいります。

(1) 生きがい輝く生涯学習の推進

学校における教育につきましては、社会の役に立ちながら自己実現を果たすことができる意欲や能力、人間性を兼ね備えた「高い志をもつ人づくり」を重点目標とし、学力の定着と向上、ICTを活用した教育の推進、特別支援教育の充実、主体的な読書活動の推進、不登校対策の推進、以上の5つの重点事項を掲げ、各種施策に取り組んでまいります。

学力の定着と向上につきましては、ICTを活用した教育の推進と併せて進めてまいります。平成27年度、各学校に担任用のタブレット、学級1台の大型ディスプレイ、学校用に電子黒板機能付きプロジェクターを導入することができました。小学校、中学校とも、これまで以上に子ども達がわかる授業を実践できるように各校取り組んでまいります。また、ICTを活用した学校間交流につきましても、今後、運用してまいります。併せて、新しいふるさと学習用の教材、「わたしたちの平戸市」の作成に着手いたします。これまでの紙ベースの教材だけではなく、今後、子ども達がタブレットにより自分で学習を進めことができるように、デジタル教材といたします。これには、教科書の副教材としての機能だけではなく、平戸の文化、歴史、観光についても収め、平戸市のガイドブックとも言えるものとし、子ども達がより平戸市のすばらしさを感じることができるように構成いたします。さらに、イングリッシュタウンと称し、子ども達や市民の英語力を向上させる取組みを始めます。内容として、子ども達が宿泊施設に泊まりながら英語漬けの2日間を過ごすイングリッシュキャンプ事業、子ども達のみならず社会人も含めて英会話を学ぶ機会を提供するイングリッシュサークル事業、そして、小学校、中学校での英語検定合格をサポートする英語検定支援事業の3つの事業から成ります。これら新しい取組みとこれまで継続してきた取組みとを合わせ、子どもたちの総合的な学力の定着と向上に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、インクルーシブ教育の考え方である障害者の自由な社会参加を実現するという目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に教育を受けることができるよう、その子に応じた教育環境づくりに可能な限り努めます。また、就学指導コーディネーターを引き続き配置するなどして、幼児期から青年期への成長につながる総合的な支援体制を充実させます。さらに、平戸市特別支援教育支援員の配置により、学校における特別支援教育のための支援体制を推進してまいります。

読書活動の推進につきましては、平戸市内の学校図書館はこの数年間で劇的に改善し、市内小中学生の読書量は、県の平均を超えるものとなっています。平戸図書館など公立図書館との連携を進め、学校図書館支援員の配置等と併せて、読書環境の整備と児童、生徒の読書の質の向上に向けて、さらに努力してまいります。

また、不登校対策につきましては、原因となるいじめの防止を含めて各校の生徒指導推進体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、平戸市適応指導教室「のぞみ」の活用及び主任児童委員等の関係機関と連携を強化し、支援体制を充実してまいります。

生涯学習の推進につきましては、まず、啓発事業の推進といたしまして、市民に募集し企画運営を委託する市民生涯学習講演会を開催し、市民の幅広い学習ニーズに対応するとともに、学習の成果を生かし市民自身が講師となる出前講座をはじめ、公民館における各種講座の充実、あわせて広報紙などの活用による生涯学習に関する情報や話題の提供など、学習意欲を高める啓発活動に努めてまいります。

昨年8月にオープンしました平戸市未来創造館は、公民館、図書館機能を併せ持つ複合施設として、市民の文化活動や学習活動を支援し、人と人、人と情報をつなぐ施設として多くの方に来館いただいております。

平成28年度も平戸図書館を中心として、個人や地域の課題解決、産業の振興など市の活性化にも寄与できるよう取組みたいと考えており、「平戸図書館へCOLAS事業」や「すみずみまで本を届ける事業」を新たに展開してまいります。また、家庭教育支援のための「ブックスタート事業」も継続してまいります。

青少年健全育成事業では、健全育成会など関係機関、関係団体と連携を図り、通学合宿や自然体験交流事業など体験活動を通して、「たくましさ」や「やさしさ」を持つ青少年の育成や非行防止に努めてまいります。

公民館については、平成28年度から分室制度を廃止し、地域の人材を活用した公民館長の民間人登用を行う等の機構改革を実施いたします。これまで以上に地域の課題解決や、民間等で培った知識と経験を活用した公民館事業に取り組んでまいります。

さらに、公民館等施設整備にも努め、大島村公民館の建替え、田平町民センター、生月町開発総合センターの大規模改修を実施いたします。

市民スポーツの推進につきましては、生涯スポーツ社会の実現のため、中長期的な観点から競技力の向上と底辺拡大が不可欠であり、そのために市体育協会各競技団体との連携を密に積極的に支援してまいります。特に、第10回の開催を迎えます、誰もが気軽に参加できるひらどツデーウォークは、市外・県外からの参加者も多く、全国に向けて平戸市の魅力を評価してもらえる一大イベントとなっており、加えて平成28年度からは九州マーチングリーグに加入することから、市外の参加者が増えることが期待されます。平戸藩の秋めぐり事業の一つとして積極的に発信してまいります。

また、県大会の予選を勝ち抜き、九州大会や全国大会に出場する個人・団体に対し、その大会に参加する費用の一部を支援することで本市スポーツの競技力の向上に取り組んでまいります。

(2) 地域固有の文化の継承と創造

豊かな自然、古くから海外との交流によって残された歴史的遺産、世代を重ねて伝えられた文化的資源が数多く所在する本市にとって、文化財を保護し、後世に伝えることは重要な責務であり、これらを活用して地域文化の振興を図り、市民が誇りとする郷土愛の醸成と人材の育成に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、県下でも有数の国・県・市指定文化財及び登録文化財202件を有しており、引き続きこれらの保護に努めるとともに、市民及び観光客への周知・公開・活用への取組みを積極的に進めてまいります。

平成19年の世界遺産暫定一覧表への登録以降、文化庁の指導のもと、海外専門家の助言・指導を受けながら、学識経験者からなる学術会議でその価値付けについて議論を重ね、国の文化審議会でも完成度の高いものとして、昨年1月ユネスコ世界遺産センターへ推薦書が提出され、イコモスによる現地調査が9月に終了しました。今回から推薦国との対話を重視するため、イコモスによる中間報告が初めてなされましたが、結果は非常に厳しい内容となり、このままでは世界遺産登録は厳しい状況と判断した次第であります。

このことにより、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録については、2月9日の閣議において、確実な世界遺産登録を目指すにはイコモスの中間報告の指摘事項を踏まえ、再推薦することが最善と判断され、ユネスコへの推薦を一旦取り下げることで決定されました。

今後は、平成28年度国内推薦決定に間に合うよう推薦書を見直し、文化庁へ再提出するよう準備を進めてまいります。本市にとりましても世界遺産登録を契機として、様々な取組みを官民が一体となり実施するために協議を重ねてまいりましたが、残念ながら悲しい結果となりました。これまで以上に、官民が一体となり取組みを加速させて参りますので、これまで同様、ご理解・ご協力を重ねてお願いいたします。

文化の振興につきましては、市美術展覧会、青少年音楽会、文化まつりの開催など、市民が積極的に参加できる場を設け、個性豊かな人材育成と地域文化の活性化を促します。また、「ひらんの風コンサート」「文化芸術による子どもの育成事業」「青少年劇場」などを開催し、芸術鑑賞の機会提供に努めてまいります。

文化施設につきましては、博物館・島の館の空調機器改修、トイレのウォシュレット化など施設の整備充実を図るとともに、魅力ある展示プログラムの構築を図り、入館者の利便性の向上に努めて参ります。

5 活力ある産業振興と雇用の創出

(1) 次代を見据えた地域産業の振興

農林業を取り巻く情勢は、高齢化及び後継者不足による担い手の確保や農地の集積・集約化、生産体制の強化などの地域課題を抱える中、国におきましては、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定などの海外との経済連携に向けた動きを加速させており、農業や食品産業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮するための地域政策を車の両輪に例え、若者たちが希望を持てる「強

い農業」と「美しく活力ある農村」の創出に取り組みが進められています。

市といたしましては、こうした動向及び施策を的確に捉え、平戸市農業振興計画に基づき、園芸品目や肉用牛の振興を中心とした農業振興を図ってまいります。

担い手の確保につきましては、(仮称)産業振興公社の設置に向けた調査研究に着手し、生産現場と直結した就農者を育成する仕組みづくりに取り組むとともに、意欲ある就農希望者が他産業並みの農業所得を確保できるように、平戸式もうかる農業実現支援事業の積極的な推進に取り組んでまいります。

園芸品目の振興につきましては、いちごやアスパラガス、ばれいしょ、たまねぎなどの振興品目の規模拡大と併せて、生産者自らが新たな園芸品目の産地化に対する取り組みに対して、支援してまいります。

肉用牛の振興につきましては、子牛の取引価格が高値安定で推移していることから、購買者のニーズに応えられるように、優良繁殖雌牛群の造成による市場性の高い子牛づくりを積極的に進めるとともに、平成29年に開催予定の第11回全国和牛能力共進会宮城大会での上位入賞を目指し、関係者一体となって平戸牛の里づくりに取り組んでまいります。

また、農業委員会及び関係機関と連携し、農地中間管理機構や各種事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化及び優良農地の確保を推進してまいります。

次に、イノシシによる農作物の被害防止対策についてですが、平成27年度は県内全域において捕獲頭数が増加傾向にあり、当市におきましても昨年度と比較し約3割の増となっております。引き続き防護柵の設置、猟友会との連携による捕獲の強化、狩猟免許資格取得者の確保など、効果的な被害防止策に力を入れてまいります。また、農業被害以外にもイノシシ被害まちなか対策事業を推進し、先進地視察による効果的な体制整備に関する検討を重ねながら、地域の巡回パトロールや研修会の開催、被害対策重点地区モデル事業の拡充など地域活動に対する支援を行い、地域の住民のみなさんと一体となった被害防止対策を進めてまいります。

林業につきましては、木材価格の低迷など、採算性の悪化が続く中、森林所有者の経営意欲の減退と担い手の減少による荒廃森林の増加など課題を抱えています。森林の持つ水源かん養や山地災害の防止などの公益的、多面的な機能を十分に発揮させるためには、間伐や伐期を迎えた樹木を伐採するなどの適切な森林の整備を進めてまいります。また、広葉樹を中心とした豊富な森林資源や菌床しいたけ廃ホダ木を有効活用した地域内における循環型バイオマスエネルギーの利用体系の構築を目指し、里山再生及び新たな産業と雇用の創出を図るため、木質バイオマス供給体制整備に取り組んで参ります。

水産業につきましては、「平戸市総合計画」や「平戸市水産業振興基本計画」を踏まえ、新たに策定した「平戸市総合戦略」に基づき、「もうかる水産業」への転換を目指し、「漁業担い手の確保・育成」「漁村地域の中核となる強い経営体づくり」「水産物の品質保持と流通販売体制の改善による漁業所得の向上」「水産資源及び漁場環境の維持保全」の4つを基本目標として、本市水産業の新たな成長と自立した地域の確立を目指した施策を講じてまいります。

まず、「漁業担い手の確保・育成」対策といたしまして、新たに「平戸市漁業担い手確保支援協議会」を「ながさき漁業伝習所（平戸支所）」と位置付け、国・県事業も有効に活用しながら、漁家子弟を主体としてUJターン者等に対する研修機会の充実を図ってまいります。

さらに、市内の漁家子弟に対する漁業の魅力アップを図るとともに新規就業希望者を募る際の媒体や研修時の教材として活用するため、「1次産業魅力発見事業」として漁業者や生産現場を取材対象とした「イメージアップのためのプロモーションビデオ」を制作いたします。

次に、「水産物の品質保持と流通販売体制の改善による漁業所得の向上」といたしまして、国によるTPP対策関連事業である「水産業競争力強化緊急施設整備事業」を活用し、水産物の鮮度保持に欠かせない砕氷を確保するため、志々伎漁協による製氷施設の整備について支援を行います。

また、市内の各漁協が所有する共同利用施設の中で“老朽化等により機能不全の恐れのあるもの”について、「生産及び流通体制再構築事業」として施設の改修と長寿命化に取り組んでまいります。

さらに、「水産資源及び漁場環境の維持保全」対策として、平戸市において特に重要な魚種を“地域重要資源”と位置付け、将来にわたって漁業生産を支えるための栽培漁業や資源管理型漁業を積極的に進めるため、新たにヒラメやカサゴの計画的な種苗放流に取り組んでまいります。

一方、漁業生産活動の拠点となる漁港施設整備につきましては、生産拠点漁港の機能充実、防災対策、環境整備を基本とし、既存施設は、ストックマネジメントに基づく機能保全や安全対策に努めてまいります。

商工業振興につきましては、国内の経済は緩やかな回復基調が続き雇用・所得環境の改善が見られますが、地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあることから、引き続き、国、県をはじめ、商工会議所、商工会などの関係団体と連携し、商工業をはじめとした中小企業の振興に努めてまいります。

本市の地域経済や雇用を支えている中小企業への支援につきましては、平成26年度から実施しております既存の製造業者が雇用を伴う規模拡大に必要な事業への補助制度の拡充や平戸市中小企業振興資金の保証料の全額補給により、中小企業者の資金調達の円滑化に努め足腰の強い中小企業の育成・支援に努めてまいります。

また、商店街の活性化対策につきましては、商店街の空洞化を防ぎ、賑わいを創出するため、「空き店舗等活用促進事業」のほか、商店街で新規出店を考えている意欲ある事業者などが試験的な営業ができる「まちなかビジネスチャレンジ事業」などの取組みにより市民や観光客の商店街への誘客を図ってまいります。

(2) 平戸ブランドの確立

物産振興につきましては、引き続き「平戸市地域資源ブランド化推進協議会」が主体となって、首都圏及び福岡都市圏を中心としたプロモーション活動、販路拡大事業を展開してまいります。

首都圏及び福岡都市圏において、“いつでも”平戸の製品の購入や味わえる拠点を広げ、観光情報発信と合わせてさらなる「平戸」の知名度向上と販路拡大を図り安定的な産品取引へと繋げられる事業展開をこれまで同様に継続的に実施いたします。

昨年、首都圏において、ひらどの食材に拘った飲食店がオープンされましたが、他の複数の事業者から同様な形態での店舗展開の打診があっております。また、東京有楽町で「平戸マルシェ」を展開しております事業者からも事業拡大の要望があっております。これまでの事業展開も含めしっかりしたフォローアップを実施し、首都圏での更なる「平戸」の知名度の向上と販路拡大の取組みに努めてまいります。

また、これまで観光、文化交流とともに海外物産展等への出展を実施してまいりましたが、今後につきましては、東アジアにおける海外取引の可能性を探ってまいります。

6次産業化につきましては、平成27年度から、6次産業化に取り組む農林漁業者で組織する団体及び法人等に対し、6次産業化アドバイザーの派遣や商品開発・加工施設整備費助成などの支援制度を創設しました。しかしながら、6次化に取り組む意欲ある事業者が少なかったことや6次化の相談はあったものの、補助の要件を満たすことができず断念する者も多かった事から、補助要件の見直しを行っております。今後につきましても、地域の特徴を活かした農林水産物の有効利用や付加価値の高い新商品の開発など6次産業化の促進を支援してまいります。

(3) 新たな産業の創造

新たな中小企業振興対策として、平成26年10月に国の認定を受けた創業支援事業計画に、支援連携強化を図るため連携機関に「日本政策金融公庫」と「公益財団法人 長崎県産業振興財団」を加え、引き続き創業支援セミナーの開催や創業支援ワンストップ窓口の設置のほか、創業者への補助制度や融資制度、融資に係る保証料の全額補給制度などにより創業を総合的に支援してまいります。今後につきましても、新たな事業者の創出を促進し、雇用の場の確保、定住人口増及び産業活性化に努めてまいります。

また、地場企業や商工物産関係事業者の振興、企業立地促進による雇用の創出に努めるとともに、長崎県産業振興財団、江迎公共職業安定所などの関係機関との連携及び情報交換を図りながら地場企業の振興や市外企業の誘致活動を粘り強く推進してまいります。

新たな工業団地につきましては、平成30年度中の分譲開始を目途に整備を進め、本市への立地に前向きな企業への誘致活動の強化や新規開拓、また、光通信網も整備されることから、情報系企業の立地の可能性も探ってまいります。

6 魅力ある観光の振興と交流人口の拡大

(1) 宝を活かした観光の推進

観光の振興につきましては、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録が先送りされたものの、新たに2018年以降の世界遺産の登録を目指し、引き続きPRを行い観光客の誘客に努めてまいります。さらに、本年10月から12月にかけて長崎県とJRグループが連携して取り組む国内最大規模の観光キャンペーン「デスティネーシ

ョンキャンペーン」の開催が決定し、また、10月には長崎県では初めての開催となる「センサシンポジウム」が本市で開催され、全国からロボット工学や物理学をはじめとする権威ある学者や技術者が一堂に会することから、本市におけるコンベンション開催実績を広く発信し、観光地平戸の魅力を国内外に向け情報発信する絶好の機会と捉え、推進してまいります。

平成28年度は、「平戸にしかないもの、本物は世界を魅了する」をテーマに、総合戦略で立てた数値目標を達成するために、世界遺産登録を目指し新たな観光資源を活用した事業を展開してまいります。

まず、観光マーケティング調査事業につきましては、産官学連携により本市の観光の現状と分析を行うため、包括連携協定を締結している大学と連携し、マーケティング調査を実施し、平成29年度以降の観光戦略に繋げてまいります。

次に、公共交通機関等利用促進事業につきましては、国内、海外から公共交通機関を利用する観光客に対し、空港や駅からの交通アクセスの早急な対策が求められていることから、バス、鉄道、レンタカー等を活用した企画商品、パッケージ商品の一部を支援し2次交通の利便性の向上を図ってまいります。

また、観光人材育成プログラム事業は、おもてなし体制の整備のため、宿泊施設や飲食店での更なるおもてなしの向上を図るために専門の指導員を配置し、観光客の満足度向上に繋げるとともに、大学連携によるインターンシップを受け入れ、多言語による観光案内を行い、平戸観光のレベルアップを図ってまいります。

次に、体験型観光推進事業は、本市5地区の体験観光協議会が加盟している一般社団法人まつうら党交流公社では、昨年も3万人近い修学旅行の受け入れを行っております。その3割を本市で受入れていることを考慮し、引き続き、交流公社に対して支援を行ってまいります。

次に、テーマパーク観光プロモーション事業は、本市を一つのテーマパークとして捉え、1年を通して季節毎の特色を活かしたイベントを展開する平戸藩の四季めぐりシリーズについて、積極的に情報発信に努めるとともに、誘客の促進に努めてまいります。

次に、観光施設の維持管理につきましては、皆様もご承知のとおり、レストハウス改修工事につきまして、テレビ番組「劇的ビフォーアフター」の匠による設計が行われております。完成後は、新たな観光情報の発信拠点及び利用者の憩いの場としての活用を図ってまいります。また、観光施設の適切な維持管理に努め、適宜観光施設のトイレのウォッシュレット化を図るなど、安全・安心でより快適な観光をしていただける環境整備を進め、リピーターの確保に繋げてまいります。

次に、外国人誘客につきましては、東アジアを中心に対前年比で大幅な伸びを予想しており、今後も増加が見込まれ、特に、鄭成功を縁として、台湾からの更なる誘客を行うとともに、県と連携を図りながら、平戸にしかない鄭成功の生誕地をPRし、中国からの誘客にも繋げてまいります。また、鄭成功記念館の山門建設が平成28年度の完成の運びとなり、新たな魅力ある施設の完成で鄭成功の生誕地としての情報発信を図るとともに、「鄭成功を活かした中野まちづくり委員会」との官民協働による周遊コースの開発や、受入体制の整備を進め、交流人口の拡大による地域の活性化を目指してまいります。

また、福岡・佐賀・長崎各県の5都市で構成する東アジア誘客3県都市連携会議では、台湾に加え香港をターゲットとした誘客事業を展開するとともに、韓国に対しては、根強い人気を持つ「巡礼ツアー」と合わせて、漁師体験や九州オルレコースを活かし、九州観光推進機構、九州オルレ認定地域協議会の関係自治体と連携しながら情報発信、誘客事業を展開し、インバウンドの確保に努めてまいります。

(2) 地域・国際交流の推進

地域間交流につきましては、姉妹都市である香川県善通寺市の訪問団の受入れや、物産交流等による更なる友好親善を行い、市民レベルでの交流を深めてまいります。また、北海道枝幸町との交流では、「いきいき交流事業」として、本市の中学生が枝幸町を訪問し、地元中学生とホームステイを通じ自然環境や歴史・文化等の違いを体験することで、次代を担う子どもたちの育成に向けた交流を進めてまいります。

国際交流につきましては、本市の歴史や特異性を活かしたまちづくり推進のため、市民と一体となった国際交流に取り組み、歴史の認識と国際理解による人材育成、更には交流人口の拡大による地域活性化につなげてまいります。

東アジア諸国との交流につきましては、歴史上の偉人である鄭成功のゆかりの地として、友好都市である中国・南安市及びお互いの市民同士で交流促進協定の締結を行っている台湾・台南市と更なる友好交流を深めるため、3つの都市が一体となった交流促進事業に取り組むことといたしております。

姉妹都市であるオランダ王国ノールトワイケルハウト市との交流につきましては、両市の高校生を対象とした短期留学事業として、青少年訪問団の相互派遣を行い、ホームステイ等を通じて外国の文化や生活習慣の違いを理解し、豊かな国際感覚を持った人材の育成に努めてまいります。

7 効果的・戦略的な行政経営への転換

(1) 効率的な行政経営の推進

行政改革の推進につきましては、普通交付税の合併算定替の遡減に対応するため、引き続き「平戸市行政改革推進計画」及び「平戸市定員適正化計画」に基づき、安定的な歳入確保をはじめ行政経費の削減や職員数の抑制等を実施してまいります。

一方、「定員適正化計画」の推進によって人員削減が進むことから、職員一人ひとりの能力の向上を図ることはもとより、業務の遂行に向けても的確な目標を定め、管理を徹底させていく必要があります。その方策として、平成24年度から人事評価制度の導入に取り組んでおり、平成28年度からは全職員を対象とした運用を開始し、評価制度の構築に努めてまいります。

また、市役所駐車場及び市役所第2駐車場の有料化を行い、適正管理を行うことにより、市役所を利用する皆様の利便性向上に努めてまいります。

(2) 健全な財政運営の推進

健全な財政運営の推進につきましては、行政コスト削減に努めるとともに有効な財源の確保に努めながら、平戸市の将来を見据えた中・長期的展望の中で、市民が満足できる施策を展開できるよう努力しているところであります。

特に、自主財源に乏しく地方交付税に依存している本市におきましては、平成28年度からの普通交付税の合併算定替の逡減により、大変厳しい財政運営が予想されることから、「行政改革推進計画」及び「財政健全化計画」に沿って、合併算定替による特例期間が終了するまでに、財政構造の転換を図り、合併特例措置廃止を見据えた財政運営に努めていくこととしているところです。このことから、平成28年度におきましても引き続き「スクラップ・アンド・ビルド方式」及び「サンセット方式」の徹底により、捻出された財源を活用しながら既存重点施策の充実等を図ることとしたところであります。

また、「ふるさと納税」につきましては、平成26年度の日本一に引き続き、平成27年度においても、魅力ある返礼品や極め細やかなサービスの徹底、商品数を増やしたカタログリニューアルなどから、本年2月現在では26億円を超える寄附申込額となっており、全国でもトップクラスの自治体となっております。

ふるさと納税は、自主財源の乏しい本市にとって、大きな財源となっており、昨年度より積極的に展開している人口減少対策及び現在策定中の平戸市総合戦略の各事業にも有効的・重点的に活用されております。また、本市の農産物や海産物の消費拡大や6次産業化の推進にもつながること、さらには、ふるさと納税を通して全国的に平戸市を大きくPRすることができ、観光客の増加や定住促進にもつながるものと期待しているところであります。

この寄附金の使途につきましては、総合計画の「やらんば燦燦プロジェクト」で設定している、「輝く人づくりプロジェクト」、「宝を磨き活かすプロジェクト」及び「ずっと住みたいまち創出プロジェクト」の3つのプロジェクトを達成するため、及び「平戸市総合戦略」の目標達成に必要な事業に充てることとしております。

以上、「平戸市総合計画」に掲げた目標に沿って、一部特別会計を含め、平成28年度一般会計当初予算の概要と所信の一端を申し述べさせていただきました。

市民の皆様の信頼に応えるべく、主要事業の推進に全力を傾注してまいり所存でありますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、その他、各特別会計及び企業会計の平成28年度当初予算の総額は、

国民健康保険特別会計	60億6,205万円
後期高齢者医療特別会計	4億1,040万円
介護保険特別会計	44億1,780万2千円
農業集落排水事業特別会計	1,340万円
宅地開発事業特別会計	450万円

あづち大島いさりびの里事業特別会計	1,250万円
電気事業特別会計	1,640万円
駐車場事業特別会計	440万円
工業団地事業特別会計	1億9,470万円
水道事業会計	28億3,431万8千円
病院事業会計	27億6,559万3千円
交通船事業会計	2億2,756万4千円

となっております。